

差別解消法のこれからを考える

— 施行から8ヶ月経って —

DPI(障害者インターナショナル)日本会議
 バリアフリー担当顧問
 今西 正義

鉄道・バス等交通機関と差別的扱い

・乗車の際に、長く待たされたり、乗車位置を指定される

・「安全確保のため」という抽象的な事故の危険性を理由に、乗車や利用を拒否される

・差別と思ってなくやったこと、障害への理解や知識不足による差別

・差別されても泣き寝入りすることが多い

不当な扱い

変化の兆し

背景

差別解消法(第五条)
 合理的配慮を的確に行うための環境整備

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、

・自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備

・職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

合理的配慮を的確に行うための環境整備

UD2020関係府省連絡会議(内閣官房)

共生社会の実現に向け「ユニバーサルデザイン2020」のとりまとめ

・障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別を行わないよう徹底していくこと。

・社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。

・「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、自らの意識で、具体的な行動として、社会全体の人々の心の在り方を変えていくこと。

二つの取り組み

① 個人の行動に向けて働きかける「心のバリアフリー」

② ユニバーサルデザインの街づくりを推進する「街づくり」

・オリパラに向け、またその後の全国のユニバーサルデザイン整備として

・「ユニバーサルデザイン2020 評価会議」を設置し施策の実効性担保

基本的な考え方

行政機関等

合理的配慮を的確に行うための環境整備

① 個人の行動に向けて働きかける「心のバリアフリー」

1) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

・試行的取組として、人事院が主催する各府省の若手3年目、10年目の公務員が参加する研修において、「心のバリアフリー」をテーマとし、障害当事者の参画する研修プログラムを実施した

・10月12日～ 講師DPI 6名
 ・平成29年度以降の国家公務員の新規採用職員研修や幹部職員研修における「心のバリアフリー」研修の位置付けについて今年度中に結論を得る

具体的な施策

心のバリアフリー分科会

行政機関等

街づくり分科会

② ユニバーサルデザインの街づくりを推進する「街づくり」

1) ハンドル形電動車椅子の乗車要件見直し
 ・海外から多く訪れることが想定されていることから、公共交通利用のあり方について

・年度内12月、2月、3月予定

2) 鉄道における車椅子利用環境改善

・鉄道を利用する際の待ち時間や、多数が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応などについて

・年度内 未定

合理的配慮を的確に行うための環境整備

「差別解消法セミナー」

日時：7月5日/場所：羽田空港

・JAL/ANA等航空関係者
(カウンター、グランド職員、管理職、
羽田空港乗入交通(鉄道・バス)事
業者等)約200名が参加

・国交省、エコモ、DPI

・JAL/ANAともに接客介助に
ついては職員の習得レベルは
高いが、職員一人ひとりが法令
等の内容を熟知した上で、サー
ビス提供をしている訳ではない。
・そのため、障害者等への接客
介助のレベル向上と障害の理
解を促進するために実施。

・これまでJAL/ANA職員教育
の担当者間では、バリアフリー
等のソフト面で情報交換をして
おり、「障害者差別解消法」施
行に対し、職員教育の一環とし
て企画。

職員研修

羽田空港

民間事業者



5

合理的配慮を的確に行うための環境整備

「差別解消法セミナー」

日時：10月20日/場所：伊丹空
港

・JAL/ANA等航空、空港
関係者
(カウンター、グランド職員、管理職、
空港関係者、空港内店舗職員等)
100名が参加

・JAL空港職員が一体となって
差別解消法と共に、補助犬、さ
まざまな車いすについても研修

・障害者等への接客介助のレ
ベル向上と障害の理解を促進
するために実施。

・これまで、課題が多かった補
助犬や車いすの理解推進のた
め、直に接することを実践。

職員研修

伊丹空港

民間事業者



6

合理的配慮を的確に行うための環境整備

東京シティエアーターミ ナル(T-CAT)



施設等改善

民間事業者



リフト付き空港リムジンバス



ターミナル(T-CAT)のバリアフリー
改修

7

- 1) T-CAT一羽田国際空港 4便
リフト付き空港リムジンバス
実証運行(4/15 東京空港交通)
・バリアフリー法 基本方針2010
高速バス2020 25%(2500台)
・適合除外認定車両 15,105台
856台 5.7%
- 2) 東京シティエアーターミナル(T-
CAT)のバリアフリー改修10/27
・バリアフリーチェック
・サイン及びエレベーター改修

これから

差別解消法(第五条)

合理的配慮を的確に行
うための環境整備

行政機関等及び事業者
は、社会的障壁の除去
の実施についての必要
かつ合理的な配慮を的
確に行うため、

・自ら設置する施設の構
造の改善及び設備の整
備

・職員に対する研修その
他の必要な環境の整備
に努めなければならない。

合理的配慮を
的確に行うための
環境整備の
徹底

・差別を減らすには時間
がかかる、また利用者の
意識が変わっていくに
も時間がある。

・現場レベルへの浸透と
組織としての対応が求め
られる。

・日ごろから障害者団体
等と意見交換の機会をもち、
障害者参画の研修の
企画が求められる。

・蓄積された合理的配慮
は環境整備として組み込
ましていく。

8